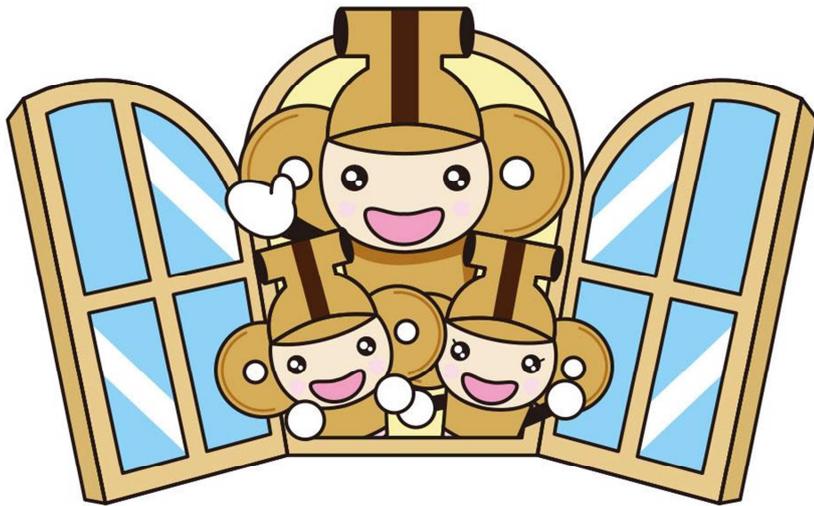


住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～



令和5年7月
本庄市

< 住居確保給付金とは >

離職、自営業の廃業（以下「離職等」といいます。）又は、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、自立相談支援窓口（生活支援課）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- **支給額**：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給。ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）

①上限額…世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	上限額
1人世帯	37,000円
2人世帯	44,000円
3～5人世帯	48,000円
6人世帯	52,000円
7人以上世帯	58,000円

②世帯の収入が一定額以上の場合の支給額

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{家賃額} - \text{月の世帯の収入額}$$

※ 基準額は、世帯の人数に応じ次の表のとおり。

※ 6人以上の世帯の基準額は、必要に応じお問い合わせください。

世帯人数	基準額
1人	78,000円
2人	115,000円
3人	140,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

- **支給期間**：原則3か月（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）
- **支給方法**：不動産業者等の口座へ直接振込みます。

< 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります >

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 以下のイ又はロに該当すること。
 - イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。
ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児等やむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。
 - ロ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ イ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
ロ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
(離職前には主たる生計維持者ではなかつたが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象となります。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること(収入には、公的給付を含む。)

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	78,000円	基準額(左記) + 家賃額(ただし、家賃額は、単身世帯は37,000円、 2人世帯は44,000円、3~5人世帯は48,000円、 6人世帯は52,000円、7人以上世帯は58,000円が 上限)
2人	115,000円	
3人	140,000円	
4人	175,000円	
5人	209,000円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人以上	840,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。又は自営業者等で事業再生に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

< 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は >

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる初期費用が必要となります。初期費用への準備が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

本庄市社会福祉協議会（はにぽんプラザ内、本庄市銀座1-1-1、0495-24-2755）に「生活福祉資金（総合支援資金）」の担当窓口が設置されています。

▶ 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

①住宅入居費：40万円以内

②生活支援費：2人以上世帯/月額20万円以内（単身/月額15万円以内）
貸付期間は原則3か月とし、最長12か月

③一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

< 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は >

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」の貸付けを活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

▶ 臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

< 住居確保給付金の申請をするために必要なもの >

① 住居確保給付金支給申請書（生活支援課で配付します）

② 住居確保給付金申請時確認書（①と一緒に配付します）

③ 本人確認書類【次のいずれかをお持ちください】

- ・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カードの写し（外国籍の方）

④ 離職関係書類

- ・離職・廃業後2年以内であることが確認できる書類（離職票・覇業届等）の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が

一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)

※2年を超える場合(疾病、負傷、育児等やむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合)は、証明できる書類

- ・自営業者のうち、経営改善の意欲を持ち経営相談先への相談による自立に向けた活動を行うことを希望する方(以下、自営業者等)は、経営改善に関する事前相談をした書類(自立に向けた活動計画、①と一緒に配付します)

⑤ 収入関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」)
(就労収入(派遣社員、アルバイト等問わず)がある場合には、直近の収入が分かるもの)
- ・自営業者は、事業の収支計算書(経費控除後の額のわかるもの)等の書類の写し

⑥ 金融資産関係書類

- ・申請者及び同一の世帯に属する者全員の、申請日の残高が確認できる金融機関のすべての通帳等の写し

⑦ 求職申込関係書類

- ・ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し
- ・求職申込み、雇用施策利用状況確認票又は連絡票(用紙は、ハローワークの担当窓口で配布します。ハローワークで必要事項を記入してもらってください。)

⑧ 入居(予定)住宅関係書類(用紙は福祉事務所で配布します。一部は不動産業者、大家等に記入してもらってください。)

～住居を喪失している方～

- ・入居予定住宅に関する状況通知書

～住居を喪失するおそれがある方～

- ・入居住宅に関する状況通知書
- ・現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し

< 住居確保給付金の申請から決定まで >

《住宅を喪失するおそれのある方の場合》

1 住居確保給付金の支給申請

- ・申請書に必要な書類(P3～P4参照)を添えて、生活支援課に提出します。
※申請書が提出されても、必ずしも決定になるものではありません。
- ・申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
① 住居確保給付金支給申請書の写し ⇒不動産業者等提示用

- ② 入居住宅に関する状況通知書 ⇒不動産業者等提示用
- ③ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ⇒ハローワーク提示用
- ④ 自立に向けた活動計画（自営業者等）

2 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

3 ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ ハローワークにて求職申込みを行います。また、ハローワークにて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受けて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。すでに求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 次の書類を福祉事務所に提出してください。
 - ① 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ② 求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ③ 入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）
 - ④ 「賃貸借契約書」の写し
 - ⑤ 自立に向けた活動計画（自営業者等）

5 住居確保給付金の審査及び支給決定

- ・ 申請に必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- ・ 審査の結果、

受給資格ありの場合

 次の書類を交付します。
 - ① 住居確保給付金支給決定通知書、振込日程表
⇒大切に保管してください。
 - ② 住居確保給付金支給決定通知書の写し、振込日程表
⇒不動産業者等に提出してください。
 - ③ 常用就職届
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
 - ④ 職業相談確認票
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。
 - ⑤ 住居確保給付金常用就職活動状況報告書
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。
 - ⑥ 自立に向けた活動状況報告書
⇒自営業者等、求職者

⑦住居確保給付金に係る収支状況表

⇒自営業者等

受給資格なしの場合

- 「住居確保給付金不支給決定通知書」を交付します。
⇒この場合、入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を申し出てください。

6 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費にお困りになる方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付(生活支援費)の借入れ申込みが可能です。
(ただし、社会福祉協議会による審査があります。下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。)
 - ① 「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
 - ② 求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

7 支給開始

- 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

《住居を喪失している方の場合》

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要な書類（P3～P4参照）を添えて、生活支援課に提出します。
※申請書が提出されても、必ずしも決定になるものではありません。
- 申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
 - ① 住居確保給付金支給申請書の写し ⇒不動産業者等提示用
 - ② 入居予定住宅に関する状況通知書 ⇒不動産業者等提示用
 - ③ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ⇒ハローワーク提示用
 - ④ 自立に向けた活動計画（自営業者等）
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金（P3参照）の借入れ申込みを行うことができます。（※社会福祉協議会の審査があります。その他の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

2 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。家賃額（管理費・共益費を除く。）が住居確保給付金の上限額以内（P1参照）の住宅に限ります。

- ・ 敷金、礼金等の入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

3 ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ ハローワークにて求職申込みを行います。また、ハローワークにて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。すでに求職申込みを行っている方も、その確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 次の書類を福祉事務所に提出してください。
 - ① 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ② 求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ③ 入居予定住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）
 - ④ 自立に向けた活動計画（経営相談先で相談済み）

5 住居確保給付金の審査

- ・ 申請に必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合「住居確保給付金支給対象者証明書」に併せて「住居確保報告書」の用紙を配布します。「住居確保報告書」は、賃貸借契約締結により、確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示して、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。（ただし、社会福祉協議会による審査があります。下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方

- ① 「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
- ② 「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ③ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

生活費にお困りの方

- ① 「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ② 求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

7 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

《総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方》

- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、「借入申込書」の写しも提示する必要があります。
- ・ 賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- ・ 契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。
- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続を行ってください。

8 住宅入居後

- ・ 住宅入居後7日以内に、次の書類を福祉事務所に提出してください。（提出しなければ、住居確保給付金の支給決定がなされません。）
 - ① 住居確保報告書
 - ② 「賃貸借契約書」の写し
 - ③ 新住所における「住民票」の写し

9 住居確保給付金支給の決定

- ・ 8の書類を提出後、必要な事務手続を経て、次の書類が交付されます。
 - ① 住居確保給付金支給決定通知書
⇒大切に保管してください。
 - ② 住居確保給付金支給決定通知書の写し
⇒ 不動産業者等に提出してください。
⇒ 6で生活福祉資金(総合支援資金)の生活支援費又は一時生活再建費(P 3参照)の借入申込みをしている方は、社会福祉協議会にも提出してください。
 - ③ 常用就職届
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
 - ④ 職業相談確認票
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

- ⑤ 住居確保給付金常用就職活動状況報告書
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。
- ⑥自立に向けた活動状況報告書
⇒自営業者等
- ⑦住居確保給付金に係る収支状況表
⇒自営業者等

10 支給開始

- ・ 入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

< 住居確保給付金受給中の求職活動等要件 >

◆ 支給期間中は、以下の求職活動等を行ってください。

①求職活動を行う場合

- イ 毎月4回以上、生活支援課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を就労支援員等へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ロ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ハ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、福祉事務所の就労支援員等に報告してください。

②自営業者等の場合

- イ 毎月4回以上、生活支援課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「自立に向けた活動計画」と「自立に向けた活動状況報告書」を就労支援員等に提示して活動状況を報告してください。
- ロ 毎月1回以上、経営相談先で面談等による継続的な相談を行ってください。
- ハ 毎月1回以上、経営相談先の助言等をもとに「自立に向けた活動計画」を作成し、計画に基づく取組を行ってください。

※自立相談支援窓口（生活支援課）で、支援プランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

＜ 受給中に常用就職した場合は届出が必要です ＞

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活支援課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、生活支援課に毎月提出してください。

＜ 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です ＞

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
《要件》・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住居確保給付金の受給期間延長又は再延長を希望する場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を持参のうえ生活支援課へお越しください。

＜ 支給額等を変更できる場合があります ＞

- ◆ 以下の場合、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額（P1参照）以下に至った場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、生活支援課にお越しください。

＜ 住居確保給付金を中止する場合があります ＞

- ◆ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する福祉事務所の指示に従わない場合、原則として支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額（P2の収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、福祉事務所の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に

処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

< 住居確保給付金の再支給について >

- ◆ 住居確保給付金※は、原則1人1回の支給です。

※住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含みます。

- ◆ ただし、住居確保給付金受給中に、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合等、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

< 住居確保給付金を返還してもらう場合があります >

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

< 資産、収入の状況等を調査することがあります >

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

問い合わせ先

本庄市自立相談支援窓口（本庄市役所生活支援課内）

受付時間 平日 午前8時30分～12時、午後1時～5時

T E L 0495-25-1159

F A X 0495-23-1963

メールアドレス seikatu@city.honjo.lg.jp